

東京の福祉保健 2015

分野別取組

 東京都福祉保健局

はじめに

我が国では、世界でも類を見ないスピードで少子高齢化が進み、人口はすでに減少に転じています。

いまだ人口増加が続いている東京においても、かつて経験したことがないほど急速に少子高齢化が進行しており、団塊の世代が後期高齢者になる平成37年（2025年）には、都民の4人に1人が高齢者になる一方、それを支える現役世代は、社会増の縮小もあいまって減少すると見込まれています。

こうした時代の転換点にあって、将来世代に確かな「安心」を引き継ぐためには、中長期的な視点に立ち、福祉・保健・医療サービスの充実に取り組むとともに、社会経済環境の変化や災害等の緊急・突発的な事態に的確に対応した実効性ある施策を展開する必要があります。

福祉保健局では、平成18年2月に策定した「福祉・健康都市 東京ビジョン」で示した基本方針を踏まえながら、社会状況の変化に対応した施策を展開してきました。

昨年12月に策定した「東京都長期ビジョン」においても、都市戦略の一つに「福祉先進都市の実現」を位置づけ、子供や高齢者、障害者をはじめ、誰もが安心して暮らすことができる社会の実現を目指し、福祉・保健・医療施策に取り組んでいくこととしています。

この度発行する「東京の福祉保健2015 分野別取組」は、都が目指す都市像の実現に向け、福祉保健局が所管する施策のうち、平成27年度に重点的に取り組む事業を分野別にとりまとめたものです。

今後とも、大都市「東京」にふさわしい、福祉・保健・医療施策を積極的に展開していきます。

平成27年5月
東京都福祉保健局

目 次

「東京都長期ビジョン」、「福祉・健康都市 東京ビジョン」と分野別計画	1
平成27年度福祉保健局予算の概要	15
平成27年度予算における主な新規事業	16
平成26年度補正予算における主な事業	24
第1 地域で安心して子供を産み育てられる社会を目指します	
	【子供家庭分野】 36
1 子育てと仕事の両立に向け、多様な保育サービスの整備を加速します	
2 妊娠期からの切れ目のない子育て支援を推進します	
3 特に支援を必要とする子供と家庭への対応を強化します	
第2 高齢者が健康で自分らしく暮らせる社会を目指します	
	【高齢者分野】 50
1 住み慣れた地域での継続した生活を支える地域包括ケアシステムの構築を推進します	
2 高齢者の多様なニーズに対応する施設や住まいを確保します	
3 認知症に関する総合的な施策を推進します	
第3 障害者が安心して暮らせる社会の実現を目指します	
	【障害者分野】 66
1 障害者が地域で安心して暮らせるよう基盤等を充実します	
2 医療支援体制の充実により身近な地域での生活を支援します	
3 障害者の自立に向けた就労促進策を推進します	
第4 都民の生活を支える取組を推進します	
	【生活福祉分野】 82
1 低所得者・離職者等の生活の安定に向けて支援します	
2 福祉人材の確保・育成・定着への取組を充実します	
3 ユニバーサルデザインの考え方に立ったまちづくりを進めます	
第5 ライフステージを通じた健康づくりの取組を推進します	
	【保健分野】 94
1 がんを含めた生活習慣病の予防、健康づくりを支援します	
2 難病患者の療養生活を支援します	
3 自殺対策を総合的に推進します	

第6 超高齢社会に対応するため、都民の安心を支える医療提供体制の整備を進めます

【医療分野】 104

- 1 都民の安全・安心を守る救急医療・災害医療体制を整備します
- 2 安心して子供を産み、育てられる周産期医療・小児医療体制を整備します
- 3 がんを含めた生活習慣病の医療連携体制や、在宅療養支援体制の整備を進めます
- 4 医療人材の確保、育成を支援します

第7 多様化する健康危機から都民を守ります

【健康安全分野】 122

- 1 新型インフルエンザ、デング熱やエボラ出血熱をはじめとする新興・再興感染症等の発生・流行に備え万全の対策を講じます
- 2 危険ドラッグの速やかな排除を目指し、規制、監視指導、普及啓発を強化します
- 3 健康危機から都民を守る体制の充実を図ります

第8 広域的な自治体としての役割を着実に果たします

【横断的取組】 134

- 1 サービスの「信頼確保」と「質の向上」を推進します
- 2 区市町村の主体的な施策展開を支援します
- 3 新たな時代に合わせた都立施設改革を推進します

<参考>

- 東京都では、福祉・保健・医療に関わる様々なキャンペーン等を実施しています

145

※ 本文中の◎は、「東京都長期ビジョン」事業であることを示す。
(一部が「東京都長期ビジョン」事業であるものを含む。)

「東京都長期ビジョン」、「福祉・健康都市 東京ビジョン」と分野別計画

(平成 26 年 12 月)

東京都長期ビジョン

「世界一の都市・東京」を目指す都政の大方針

(平成 18 年 2 月)

福祉・健康都市東京ビジョン

福祉と保健医療の両分野を貫く基本方針で、分野別計画の策定・推進の基本

分野別計画

※各計画の概要については次頁以降に掲載

子供・子育て支援総合計画

平成 27 年度～
平成 31 年度

ひとり親家庭自立支援計画

平成 27 年度～
平成 31 年度

社会的養護施策推進計画

平成 27 年度～
平成 41 年度

高齢者保健福祉計画
(介護保険事業支援計画・老人福祉計画)

平成 27 年度～
平成 29 年度

高齢者の居住安定確保プラン
(高齢者居住安定確保計画)

平成 27 年度～
平成 32 年度

障害者計画・障害福祉計画

平成 27 年度～
平成 29 年度

福祉のまちづくり推進計画

平成 26 年度～
平成 30 年度

保健医療計画

平成 25 年度～
平成 29 年度

がん対策推進計画

平成 25 年度～
平成 29 年度

健康推進プラン 21 (第二次)

平成 25 年度～
平成 34 年度

医療費適正化計画

平成 25 年度～
平成 29 年度

感染症予防計画

平成 20 年 3 月
改定

食品安全推進計画

平成 27 年度～
平成 32 年度

動物愛護管理推進計画

平成 26 年度～
平成 35 年度

子供・子育て支援総合計画

■ 計画策定の趣旨等

- 子ども・子育て支援法第62条に基づく都道府県子ども・子育て支援事業支援計画と次世代育成支援対策推進法第9条に基づく都道府県行動計画とを合わせて一体的に策定
- 福祉、保健、医療、雇用、教育などにわたる子供・子育て支援の総合計画
- 計画期間は、平成27年度から平成31年度までの5年間

■ 理念

- ・ すべての子供たちが個性や創造力を伸ばし、社会の一員として自立する環境を整備・充実する
- ・ 安心して子供を産み育て、子育ての喜びを実感できる社会を実現する
- ・ 社会全体で、子供と子育て家庭を支援する

■ ポイント

- ・ 幼児教育・保育にまたがる初めての計画
- ・ 待機児童解消の目標年次を設定
- ・ サービスを担う人材の確保と資質の向上に向けた取組の充実

■ 目標と取組内容

- 1 地域における妊娠・出産・子育ての切れ目のない支援の仕組みづくり
子供や家庭がニーズに合ったサービスを利用できるよう、地域における子供・子育て支援の実施主体である区市町村を支援し、妊娠・出産・子育てを通じて切れ目なく支援する体制を整備
- 2 乳幼児期における教育・保育の充実
乳幼児期の重要性や特性を踏まえた質の高い教育・保育が確保され、地域の子育て家庭の期待に応えられるよう必要な支援を実施
- 3 子供の成長段階に応じた支援の充実
次代を担う子供たちが、自ら学び考え行動する力や、社会の発展に主体的に貢献する力を身に付けるとともに、社会の一員としての自覚を持ち、自立に向けた準備を整えられる仕組みづくり、また実際に自立するための支援を推進
- 4 特に支援を必要とする子供や家庭への支援の充実
様々な環境の下で育つ子供が、地域社会の中で生まれ、将来の社会的自立に必要な支援を受けられるよう、子供や保護者の置かれた状況や心身の状態を的確に把握した上で、特に支援を要する子供や家庭に対する支援を推進
- 5 次代を担う子供たちを健やかに育む基盤の整備
仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）が実現した社会を目指すため、男女を問わず、育児休業等を取得しやすい職場環境づくりや、働き方の見直しに向けた普及啓発等、仕事と子育てを両立できる雇用環境を整備。また、子育て世帯が安心して暮らせる住環境の確保や、交通事故、家庭内等での不慮の事故等を防ぐための取組を実施

ひとり親家庭自立支援計画

■ 計画策定の趣旨等

- 母子及び父子並びに寡婦福祉法第12条に基づく自立支援計画
- ひとり親家庭が安定した就労や生活の下、子供を健全に育むことができるよう、都が実施する施策と区市町村等に対する支援策を示した計画
- 計画期間は、平成27年度から平成31年度までの5年間（第3期計画）

■ 理念

- ・ ひとり親家庭の自立を支援し、生活の安定と向上を図る
- ・ ひとり親家庭の子供の健やかな育ちを支援する
- ・ ひとり親家庭の親子が地域で安心して生活できる環境を整備する

■ 4つの施策分野

- 1 相談体制の整備
ひとり親家庭が抱える課題に早期に対応するとともに、様々な関係機関が連携して適切な支援に繋げる体制を整備
- 2 就業支援
ひとり親家庭のより安定した就業を支援
- 3 子育て支援・生活の場の整備
ひとり親家庭の親が安心して子育てでき、子供が健やかに育まれるよう、多様な支援策を展開
- 4 経済的支援
ひとり親家庭の自立と子供の将来の自立に向け、経済的な支援を実施

社会的養護施策推進計画

■ 計画策定の趣旨等

- 厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「児童養護施設等の小規模化及び家庭的養護の推進について」に基づき、各施設が定めた「家庭的養護推進計画」も踏まえながら策定
- 子供の一時保護から、家庭復帰や社会的自立に至る一連のプロセスを視野に入れた計画
- 計画期間は、平成27年度から平成41年度までの15年間（5年ごとの期末に見直し）

■ 理念

社会的養護が必要な子供たちが、生まれ育った環境によらず、健やかに育ち、自立できるよう、それぞれの状況や課題に応じた養育・ケアを行う。

■ 目指すべき姿

- ・ 平成41年度において、社会的養護に占める家庭的養護の割合を概ね6割となるよう、養育家庭等・ファミリーホーム・グループホームを推進
- ・ 全ての施設において子供一人ひとりに、専門性の高いきめ細かなケアを行えるよう、施設の機能を強化

高齢者保健福祉計画

(介護保険事業支援計画・老人福祉計画)

■ 計画策定の趣旨等

- 老人福祉法第20条の9に基づく都道府県老人福祉計画及び介護保険法第118条に基づく都道府県介護保険事業支援計画を合わせ、東京都における高齢者の総合的・基本的計画として一体的に策定
- 計画期間は、平成27年度から平成29年度までの3年間（第6期計画）

■ 理念

- ・ 「高齢者の自立と尊厳を支える社会」の実現
- ・ 「誰もが住み慣れた地域で暮らし、支え合う社会」の実現
- ・ 確かな「安心」を次世代に継承

■ ポイント

- ～平成37年（2025年）を目途に、東京の地域包括ケアシステムの構築を目指す～
- ・ 平成37年を見据えた中長期的な視点で、介護サービス基盤等の充実を図るとともに、必要な介護人材を確保
 - ・ 平成27年4月の介護保険制度改正により区市町村の役割が大きくなることなどを踏まえ、区市町村における地域包括ケアシステムの構築を支援
 - ・ 地域包括ケアシステムを、地域の将来の姿を踏まえた「まちづくり」の中に位置付けていくという視点を明確化

■ 重点分野

- 1 介護サービス基盤の整備
～住み慣れた地域で安心して暮らし続けるために～
- 2 在宅療養の推進
～医療と介護の連携強化による24時間の安心を目指して～
- 3 認知症対策の総合的な推進
～認知症になっても安心して暮らせる東京を目指して～
- 4 介護人材対策の推進
～質の高い介護サービスを安定的に提供するために～
- 5 高齢者の住まいの確保
～多様なニーズに応じた居住の場を選択できるように～
- 6 介護予防の推進と支え合う地域づくり
～「支えられる存在」から「地域を自ら支える存在」へ～

高齢者の居住安定確保プラン (高齢者居住安定確保計画)

■ 計画策定の趣旨等

- 高齢者の居住の安定確保に関する法律第4条に基づく「高齢者居住安定確保計画」
- 都市整備局と福祉保健局が共同で策定
- 計画期間は、平成27年度から平成32年度までの6年間

■ 視点

- 地域包括ケアシステムの構築に向けた対応
- 住宅施策と福祉施策の連携による総合的な取組
- 区市町村の取組との連携
- 限られた土地資源や既存ストックの有効活用

■ 目標

- 高齢者の多様なニーズを踏まえ、賃貸住宅や老人ホームなどの住まいが適切に供給されるよう環境を整備するなど、高齢者が住み慣れた地域で暮らせる住まいを確保
- 適切に供給された住まいにおいて、高齢者が安心して日常生活を営むために必要なサービスを提供する体制を整備

■ 目標実現に向けた取組

- 1 高齢者向けの賃貸住宅・老人ホーム等の供給促進
- 2 高齢者向け住宅等の質の確保と高齢者の入居支援
- 3 地域で高齢者を支える仕組みの構築
- 4 高齢者の居住の安定確保に向けたその他の取組

障 害 者 計 画 ・ 障 害 福 祉 計 画

■ 計画策定の趣旨等

- 障害者基本法第11条第2項に基づく「東京都障害者計画」と障害者総合支援法第89条第1項に基づく「第4期東京都障害福祉計画」を一体的に策定
- 障害者施策に関する基本理念、平成29年度までの各年度における障害福祉サービス等の必要見込量、地域生活移行及び一般就労に関する成果目標などを掲げ、広範な施策分野にわたって達成すべき施策目標・事業目標を明らかにして、全庁を挙げて障害者施策を総合的に展開するための計画
- 計画期間は、平成27年度から平成29年度までの3年間

■ 基本理念

- ・ 障害者が地域で安心して暮らせる社会の実現
- ・ 障害者がいきいきと働ける社会の実現
- ・ 全ての都民が共に暮らす地域社会の実現

■ 施策目標

- 1 地域における自立生活を支える仕組みづくり
施設入所・入院から地域生活への移行を促進するとともに、地域生活基盤と相談支援体制を整備
- 2 社会で生きる力を高める支援の充実
障害特性や成長段階に応じた適切な支援を提供するとともに、特別支援教育の充実を図る
- 3 いきいきと働ける社会の実現
障害者の企業等への一般就労と職場定着を支援するとともに、福祉施設の受注拡大と工賃向上を図る
- 4 バリアフリー社会の実現
ユニバーサルデザインの視点に立ったまちづくりや心のバリアフリー・情報バリアフリーの推進、障害者のスポーツ、文化芸術活動を支援
- 5 サービスを担う人材の養成・確保
障害者が身近な地域でサービスを利用できる体制を整備するとともに、サービスの質の向上を図る

福祉のまちづくり推進計画

■ 計画策定の趣旨等

- 東京都福祉のまちづくり条例第7条に基づき策定
- 都における福祉のまちづくりの推進に関わる福祉、教育、住宅、建設、交通、安全・安心、観光等のあらゆる分野の施策を盛り込んだ計画
- 計画期間は、平成26年度から平成30年度までの5年間

■ 理念

- ・ すべての人が安全、安心、快適に暮らし、訪れることができる、ユニバーサルデザインを基本とした福祉のまちづくりを進める
- ・ 2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催も見据え、ユニバーサルデザインの先進都市東京の実現に向け、一層の施策の充実に努める

■ 基本的視点

- 1 円滑な移動、施設利用のためのバリアフリー化の推進
高齢者や障害者等が社会参加するに当たり、公共交通、建築物、道路、公園について移動等の円滑化を促進
- 2 地域での自立した生活の基盤となるバリアフリー住宅の整備
地域での自立した生活の基盤となる住宅について、誰もが住み慣れた地域で安全に安心して暮らすことのできる環境を整備
- 3 様々な障害特性や外国人等にも配慮した情報バリアフリーの充実
高齢者や障害者を含めたすべての人が、地域の中で自立して生活していくために、誰もが必要な情報を必要なときに入手できるよう、相手方の特性に応じた情報提供の取組を展開
- 4 災害時・緊急時の備えなど安全・安心のまちづくり
地震などの自然災害に対し、万全の備えを講じて防災対応力を向上し、安全な都市を実現
特に要配慮者に対しては十分に配慮し、きめ細かな取組を推進
- 5 心のバリアフリーに向けた普及啓発の強化と社会参加への支援
ハード面での整備に加え、利用者である高齢者や障害者を含めた人々の多様性の理解を図り、思いやりの心を育むソフト面での取組として、普及啓発を推進するとともに、高齢者・障害者等の社会参加を支援

保 健 医 療 計 画

■ 計画策定の趣旨等

- 医療法第30条の4に基づく「医療計画」を含むものであり、東京都の保健医療に関し、施策の方向を明らかにする「基本的かつ総合的な計画」
- 計画期間は、平成25年度から平成29年度までの5年間

■ 理念

- ・ 安全で安心かつ良質な保健医療体制を実現するため、都民の視点に立って保健医療情報を提供するとともに、患者中心の医療の実現に向けて、急性期から回復期、在宅療養に至る医療サービスを地域ごとに切れ目なく確保
- ・ 保健・医療・福祉の連携によるサービスの一貫した提供と健康危機から都民を守るための体制とが相互に支え合う体制を充実

■ 患者中心の医療体制の充実に向けた取組

- 1 都民の視点に立った医療情報の提供
 - ・ 医療機関案内サービス“ひまわり”と薬局情報提供システム“t-薬局いんぷお”の活用促進
 - ・ 「知って安心 暮らしの中の医療情報ナビ」活用等による医療の仕組みなどに対する理解の促進
- 2 保健医療を担う人材の確保と資質の向上
 - ・ 都の地域特性を生かした保健医療を担う人材の養成・確保と資質の向上
- 3 がん医療
 - ・ 患者・家族が安心できるがん医療提供体制を推進
 - ・ がんと診断された時からの切れ目のない緩和ケアを提供
 - ・ 小児がんに対する総合的な支援体制を構築
 - ・ がん登録とがんに関する研究を推進
- 4 脳卒中医療
 - ・ 都民に対する脳卒中医療に係る普及啓発を推進
 - ・ 救急搬送・受入体制の充実と病期に応じたリハビリテーション事業の整備
- 5 急性心筋梗塞医療
 - ・ CCU医療機関の連携強化と質の向上
 - ・ 患者が在宅で安心して生活できるよう支援
- 6 糖尿病医療
 - ・ 予防から治療までの医療連携の強化
 - ・ 糖尿病に関する普及啓発を促進
- 7 精神疾患医療
 - ・ 日常診療体制の構築を推進
 - ・ 精神科救急医療提供体制を安定的に確保
 - ・ 地域生活支援の取組を推進
 - ・ 認知症疾患医療センターの整備を推進
 - ・ 認知症の早期発見・診断・対応の取組を推進
- 8 救急医療
 - ・ 救急医療体制を再構築
 - ・ 救急車の適正利用の推進と搬送時間の短縮
- 9 災害医療
 - ・ 災害医療コーディネーターを中心に情報連絡体制を強化
 - ・ 医療機関の受入体制や搬送方法など医療救護活動を確保
 - ・ 東京DMATの体制を強化
 - ・ 医薬品等の供給体制を強化
- 10 へき地医療
 - ・ へき地町村の行う医療従事者確保を支援
 - ・ へき地勤務医師等の医療活動を支援
- 11 周産期医療
 - ・ 周産期母子医療センター等周産期医療施設の機能を強化
 - ・ 周産期搬送体制の整備を促進
 - ・ NICU等入院児の在宅療養等への移行を促進
- 12 小児医療
 - ・ 小児救急医療体制の実施体制を確保
 - ・ こども救命センターの機能強化
 - ・ 小児医療に関する普及啓発・相談支援事業を推進
- 13 在宅療養
 - ・ 区市町村を実施主体とした地域包括ケアの視点に立った在宅療養支援体制を構築
 - ・ 入院医療機関における退院支援の強化
 - ・ 災害時の支援体制の確保
 - ・ 在宅療養に関する情報等について都民への普及啓発を推進
- 14 リハビリテーション医療
 - ・ 各リハビリテーション期に応じた医療の推進
 - ・ 地域の支援体制の充実
- 15 医療安全対策
 - ・ 保健医療サービスの質の向上を支援
 - ・ 医療安全に対する意識の向上

がん対策推進計画

■ 計画策定の趣旨等

- がん対策基本法第11条に基づく「都道府県がん対策推進計画」
- がんの予防から治療及び療養生活の質の向上に至るまでの総合的な計画
- 計画期間は、平成25年度から平成29年度までの5年間

■ 基本方針

- 1 予防を重視
- 2 高度ながん医療を総合的に展開
- 3 患者家族の不安を軽減
- 4 がん登録やがんの研究の推進

■ 全体目標

- ・ がんによる死亡者の減少
- ・ すべてのがん患者及びその家族の不安の軽減並びに療養生活の質の向上
- ・ がんになっても自分らしく生活できる社会の構築

■ 分野別施策

- 1 がんの予防の推進
 - ・ 科学的根拠に基づくがんを遠ざけるための生活習慣について、多様な広報媒体を活用した効果的な普及啓発の実施
- 2 がんの早期発見の推進
 - ・ 個別勧奨・再勧奨など、がん検診受診率向上施策の推進
 - ・ 職場における検診の実態把握及び従業員が受診しやすい環境整備への支援
 - ・ 年齢やがん検診への関心度に応じ、様々な手法を活用した、広域のかつ効果的な普及啓発の実施
 - ・ がん検診から精密検査受診・診断まで切れ目のない連携体制の在り方の検討
- 3 がんを予防するための健康教育の推進
 - ・ 地域における家庭・学校・医療機関等と連携した健康教育の推進
 - ・ 地域における健康教育の先駆的事例の収集及び紹介
- 4 高度ながん医療の総合的な展開
 - ・ 拠点病院等と地域の医療機関・薬局等の連携による地域医療連携体制の構築
 - ・ 地域緩和ケアの推進
 - ・ 「東京都小児がん診療連携ネットワーク」の整備による小児がん医療提供体制の構築
- 5 患者・家族の不安の軽減
 - ・ 相談支援センターの機能の強化
 - ・ 「東京都がんポータルサイト」の構築による、がんに関する総合的な情報発信の実施
 - ・ がん患者の就労等に関する普及啓発・相談支援体制の整備
- 6 がん登録と研究の推進
 - ・ 院内がん登録実施医療機関に対する支援の実施
 - ・ 地域がん登録の推進
 - ・ がんの診断法に関する研究の推進

健康推進プラン21（第二次）

■ 計画策定の趣旨等

- 健康増進法第8条に基づく「都道府県健康増進計画」
- 都民が主体的に取り組む健康づくりを社会全体で支援・推進する計画
- 計画期間は、平成25年度から平成34年度までの10年間 ※5年を目途に中間評価を実施

■ 基本的な考え方

- ・ どこに住んでいても、生涯にわたり健やかに暮らせる社会の実現
- ・ 都の特性や都民の健康状況を踏まえた目標の設定
- ・ 目標達成に向けた都民及び関係機関の役割・取組の明確化

■ 総合目標

- ・ 健康寿命の延伸
- ・ 健康格差の縮小

■ 分野別目標

（領域1） 主な生活習慣病の発症予防と重症化予防

- 1 がん : がんの75歳未満年齢調整死亡率を下げる
- 2 糖尿病・メタリックシンドローム : 糖尿病による合併症を発症する人の割合を減らす
- 3 循環器疾患 : 脳血管疾患及び虚血性心疾患の年齢調整死亡率を下げる
- 4 COPD（慢性閉塞性肺疾患） : COPDについて知っている人の割合を増やす

（領域2） 生活習慣の改善

- 1 栄養・食生活 : 適切な量と質の食事をとる人を増やす
- 2 身体活動・運動 : 日常生活における身体活動量（歩数）を増やす
- 3 休養 : 睡眠に充足感を感じている人の割合を増やす
- 4 飲酒 : 生活習慣病のリスクを高める量を飲酒している人の割合を減らす
- 5 喫煙 : 成人の喫煙率を下げる
- 6 歯・口腔の健康 : 歯・口の状態についてほぼ満足している人の割合を増やす

（領域3） ライフステージを通じた健康づくりと健康を支える社会環境の整備

- 1 こころの健康 : うつ傾向や不安の強い人の割合を減らす
- 2 次世代の健康 : 運動を習慣的にしている子供の割合を増やす
- 3 高齢者の健康 : 社会生活を営むために必要な機能を維持する
- 4 社会環境整備 : 地域のつながりを醸成する

医療費適正化計画

■ 計画策定の趣旨等

- 高齢者の医療の確保に関する法律第9条に基づく計画
- 計画期間は、平成25年度から平成29年度までの5年間
- 都民医療費の現在の状況及び今後の見通しを示すとともに、都民の健康の保持や良質で効率的な医療提供体制の確立及び介護サービス基盤の充実等に向けた取組を推進することにより、都民医療費の適正水準の確保に資することを目的とする。

【平成27年度策定に着手】

地域医療構想

■ 経緯等

- 平成26年の医療法改正により、都道府県が、病床機能報告制度等を活用し、構想区域ごとの医療機能別の必要量を含めた地域医療構想を平成27年度以降策定することが義務付けられた。
- 策定後は、現行の医療計画に追記する。

■ 目的

2025年（平成37年）を見据え、患者が状態にあった病床でふさわしい医療を受けることができるよう、一般病床・療養病床の機能分化・連携を図る。

■ 盛り込む内容

- ・ 構想区域の設定
- ・ 構想区域ごとの2025年の医療需要
- ・ 2025年に目指すべき医療提供体制
- ・ 医療需要に対する医療供給を踏まえた必要病床数の推計
- ・ 目指すべき医療提供体制を実現するための施策、等

感 染 症 予 防 計 画

■ 計画策定の趣旨等

- 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下「感染症法」という。）及び「感染症の予防の総合的な推進を図るための基本的な指針」（平成19年4月国において改正）を踏まえ、平成20年3月に改定
- 国の基本指針は、感染症法第9条第3項に基づき少なくとも5年ごとに再検討を加えることとされており、都においても、この基本指針の見直しに合わせて、本計画について、感染症法第10条第4項に基づき再検討を加え、必要に応じて改定していく。
※ 平成27年4月末時点 国の基本指針未改正

■ 基本方針

- ・ 総合的な予防対策（感染症発生の予防、感染拡大・まん延の防止）の実施と人権の尊重
- ・ 関係機関との連携を図り、健康危機管理体制を確立
- ・ 病原体の適切な管理

■ 主な内容

〔医療体制〕

- ・ 感染症指定医療機関の感染症病床は130床程度を確保
- ・ 確定診断までの受け入れが可能な診療協力医療機関を保健医療圏域ごとに複数確保
- ・ 一般医療機関に対する適切な情報提供

〔新型インフルエンザ対策〕

- ・ 発熱センター及び確定診断までの受け入れを行う医療機関や勧告入院先の確保のほか、必要な医療資材の確保等、医療体制の整備を推進
- ・ 地域医療体制の整備及び、地域単位での計画的な病床確保を推進
- ・ 病床の不足が生じた場合に医療機関の敷地内に新型インフルエンザ患者を収容するための臨時施設を確保することなどについても検討

〔結核対策〕

- ・ 基準病床740床程度を確保
※東京都保健医療計画（平成25年3月改定）で400床程度へ見直し
- ・ 「東京都結核予防計画」（平成17年12月策定）を感染症予防計画の一部として位置付け
- ・ 病床の機能分化や外来治療を行う患者へのDOTSの推進

〔エイズ対策〕

- ・ 平成18年3月に改正された「後天性免疫不全症候群に関する特定感染症予防指針」を踏まえ、エイズ対策の推進に関する基本的な計画を策定し、中長期的視野に立った施策を計画的に展開

〔麻しん対策〕

- ・ 麻しん排除に向けたワクチン接種推進、対策会議の設置など

食 品 安 全 推 進 計 画

■ 計画策定の趣旨等

- 東京都食品安全条例第7条に基づき策定
- 計画期間は、平成27年度から32年度までの6年間

■ 基本的視点

東京都食品安全条例の目的と基本理念を踏まえ、食品を取り巻く課題の解決を図る

〔東京都食品安全条例の目的〕

食品の安全を確保することにより、「現在及び将来の都民の健康保護を図る」

〔東京都食品安全条例の基本理念〕

- ・ 事業者責任を基礎とする安全確保
- ・ 最新の科学的知見に基づく安全確保
- ・ 都、事業者、都民の相互理解と協力に基づく安全確保

■ 食品の安全確保のための施策（46施策）

〔施策の柱1〕

国際基準等を見据えた事業者による安全確保の推進（9施策）

- 重点施策1 : 東京都工コ農産物認証制度の推進
- 重点施策2 : 国際規格と整合させた食品衛生自主管理認証制度の推進
- 重点施策3 : 国際基準であるHACCP導入支援

〔施策の柱2〕

情報収集や調査、監視指導等に基づく安全対策の推進（20施策）

- 重点施策4 : 食品安全情報評価委員会による分析・評価
- 重点施策5 : 輸入食品対策
- 重点施策6 : 「健康食品」対策
- 重点施策7 : 法令・条例に基づく適正表示の指導
- 重要施策8 : 食品安全に関する健康危機管理体制の整備

〔施策の柱3〕

世界への情報発信、関係者による相互理解と協力の推進（9施策）

- 重要施策9 : 食品中の放射性物質モニタリング検査結果等、食品安全情報の世界への発信
- 重要施策10 : 食品の安全に関するリスクコミュニケーションの推進
- 重要施策11 : 総合的な食物アレルギー対策の推進

〔施策の基盤〕

安全を確保する施策の基盤づくり（8施策）

基礎研究や、人材の育成、国や他自治体との連携など、「施策の柱」の土台となる取組

動物愛護管理推進計画

■ 計画策定の趣旨等

- 動物の愛護及び管理に関する法律第6条、東京都動物の愛護及び管理に関する条例第2条、動物の愛護及び管理に関する施策を総合的に推進するための基本的な指針に基づく計画
- 都民、事業者、ボランティア・関係団体、区市町村、都といった動物愛護管理に関わる各主体に共通の行動指針
- 計画期間は、平成26年度から平成35年度までの10年間（5年後を目途に見直し予定）

■ 基本方針

人と動物との調和のとれた共生社会の実現を目指す

■ 施策展開の方向

1 動物の適正飼養の啓発と徹底

- 施策1 適正飼養・終生飼養に係る普及啓発の強化
- 施策2 犬の適正飼養の徹底
- 施策3 地域の飼い主のいない猫対策の拡充
- 施策4 多頭飼育に起因する問題への対応
- 施策5 動物の遺棄・虐待防止に関する対策
- 施策6 適正飼養の普及啓発に係る動物愛護推進員等の人材育成
- 施策7 小中学校等の教育現場での動物愛護管理の普及啓発活動への支援

2 事業者等による動物の適正な取扱いの推進

- 施策8 動物取扱業の監視強化
- 施策9 動物取扱業の指導事項等の拡大への対応
- 施策10 特定動物飼養許可及び適正飼養の徹底
- 施策11 産業動物及び実験動物の適正な取扱いへの対応

3 動物の致死処分数の更なる減少を目指した取組の推進

- 施策12 譲渡拡大のための仕組みづくり
- 施策13 取扱動物の適正な飼養管理の確保

4 災害対策をはじめとする危機管理への的確な対応

- 施策14 動物由来感染症への対応強化
- 施策15 災害時の動物救護体制の充実

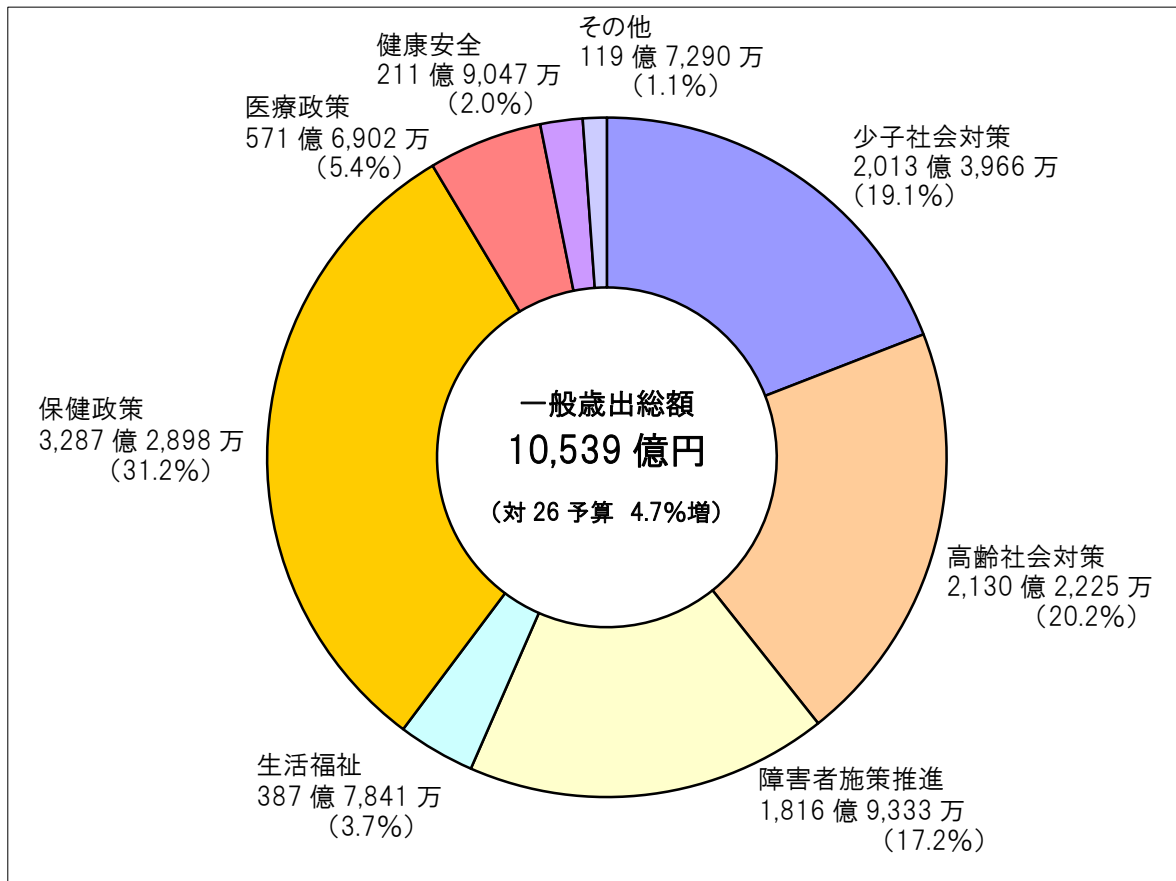
■ 具体的数値目標（平成35年度）

- ・ 動物の引取り数 : 平成24年度比15%削減
- ・ 動物の致死処分数 : 平成24年度比20%削減
- ・ 犬の返還・譲渡率 : 85%以上に増やす
- ・ 猫の返還・譲渡率 : 20%以上に増やす

平成 27 年度福祉保健局予算の概要

(単位:百万円、%)

科 目	27年度予算額	26年度予算額	増減額	増減率
福祉保健局予算(一般歳出)	1,053,895	1,006,987	46,908	4.7%
少子社会対策	201,340	190,977	10,363	5.4%
高齢社会対策	213,022	199,872	13,150	6.6%
障害者施策推進	181,693	173,698	7,995	4.6%
生活福祉	38,778	38,927	△ 149	△ 0.4%
保健政策	328,729	316,781	11,948	3.8%
医療政策	57,169	49,385	7,784	15.8%
健康安全	21,191	18,053	3,138	17.4%
その他	11,973	19,294	△ 7,321	△ 37.9%



〔特別会計予算の状況〕

(単位:百万円、%)

区分	27年度予算額	26年度予算額	増減額	増減率
母子父子福祉貸付資金会計 貸付金	4,732	4,764	△ 32	△ 0.7%
心身障害者扶養年金会計 清算金等	5,569	5,926	△ 357	△ 6.0%

平成27年度予算における主な新規事業

第1 地域で安心して子供を産み育てられる社会を目指します

子育てと仕事の両立に向け、多様な保育サービスの整備を加速します

- ◎ 認定こども園整備事業（P41） 682 百万円
 - ・ 幼保連携型認定こども園等に対し、開設準備経費を支援することにより、就学前の子供に関する教育、保育等の総合的な提供の推進を図ります。
〔（規模）5施設〕

- ◎ 保育サービス推進事業（P42） 7,342 百万円 包括補助
 - ・ 認可保育所、認定こども園、小規模保育所等の特性と創意工夫による自主的かつ柔軟な施設運営を支援し、都民の多様な保育ニーズに対応したサービスの確保と、利用者の福祉の向上を図ります。
〔（負担割合）都 10/10 又は 都 1/2 区市町村 1/2、子供家庭支援区市町村包括補助事業〕

- ◎ 保育力強化事業（P43） （包括補助）
 - ・ 都独自事業である認証保育所、定期利用保育事業、家庭的保育事業の特性と創意工夫による自主的かつ柔軟な運営を支援し、都民の多様な保育ニーズに対応したサービスの確保と、利用者の福祉の向上を図る区市町村を支援します。
〔（負担割合）都 10/10 又は 都 1/2 区市町村 1/2、子供家庭支援区市町村包括補助事業〕

妊娠期からの切れ目のない子育て支援を推進します

- 出産・子育て応援事業（ゆりかご・とうきょう事業）（P45） 1,200 百万円
 - ・ 全ての子育て家庭を対象として、妊娠期からの切れ目のない支援を行うため、地域のワンストップ拠点へ専門職を配置する区市町村を支援します。
 - ・ 妊娠届出時の面接等の機会に、直接「育児パッケージ（子育て用品等）」を配布し、妊産婦等の状況を早期に把握する取組を行う区市町村を支援します。

特に支援を必要とする子供と家庭への対応を強化します

- ◎ **サテライト型児童養護施設事業（P48）** **42 百万円**
 - ・ 施設不在区市等に本園に準じた機能を持つ「サテライト型児童養護施設」を設置し、グループホーム等への支援を拡充するとともに、地域支援や退所児童等の支援を強化します。

- ◎ **専門養育機能強化型乳児院制度（P48）** **27 百万円**
 - ・ 乳児院において、問題を抱えた乳幼児の心身の回復と保護者の支援体制を強化し、家庭復帰の促進を図るため、試行的に精神科医師や治療指導担当職員等を配置して治療的・専門的ケアが実施できる体制を整備します。
[専門養育機能強化型乳児院 1 か所]

- ◎ **児童養護施設等入所児童に対する学習支援事業（P49）** **264 百万円**
 - ・ 児童養護施設等入所児童に対し、退所後の自立支援につなげるための学習支援の充実を図ります。

第2 高齢者が健康で自分らしく暮らせる社会を目指します

住み慣れた地域での継続した生活を支える地域包括ケアシステムの構築を推進します

- ◎ **地域包括支援センターにおける介護予防機能強化推進事業【一部新規】（P56）** **356 百万円**
 - ・ 介護予防機能の向上を図るため、地域包括支援センターに対して、介護予防に関する専門的助言及び技術的支援を行う専門職「介護予防機能強化支援員」を配置する区市町村を支援します。
[62か所]
 - ・ 介護予防に関する情報共有システムを立ち上げ、区市町村からの相談に対する助言や好事例などの情報共有を行うことにより、区市町村が円滑に新しい総合事業に移行できるよう支援します。

- ◎ **介護予防における地域リハビリテーション促進事業（P56）** **24 百万円**
 - ・ 区市町村においてリハビリテーションの専門職等を活かした効果的な介護予防事業が推進されるよう、都の指定病院にアドバイザーを設置し、区市町村への助言等を行うとともに、地域における専門人材の育成を図ります。
[4か所]

- **生活支援コーディネーター養成研修事業（P57）** **12 百万円**
 - ・ 生活支援・介護予防サービスの担い手の養成や、地域の支援ニーズと地域資源のマッチングなどを行う「生活支援コーディネーター」を区市町村が適切に配置し、効果的な取組が行えるよう支援します。

- **多様な主体の地域貢献活動による地域包括ケアの推進（P57）** **37 百万円**
 - ・ 地域包括ケアシステムの構築を支援するため、東京の強みである活発な企業活動等を活かした多様な主体による、多様なサービス提供体制の確保を促進します。

認知症に関する総合的な施策を推進します

- ◎ **認知症疾患医療センター運営事業【一部新規】（P63）** **556 百万円**
 - ・ 認知症の人が地域で安心して生活できるよう、認知症疾患医療センターが医療機関同士、更には医療と介護の連携の推進役となり、地域の支援体制を構築します。
 - ・ 12の二次保健医療圏に1か所ずつ指定している認知症疾患医療センター（地域拠点型）に加え、地域拠点型が未設置の区市町村（島しょ地域を除く）に1か所ずつのセンター（地域連携型）を指定し、より身近な地域で医療と介護の連携を進めていきます。
 - ・ 地域拠点型のセンターにおいて、アウトリーチチーム*を必置とするとともに、地域の医療・介護関係者向けの研修を実施します。

〔地域拠点型 12 か所、地域連携型 41 か所〕

* アウトリーチチーム：医師、看護師、精神保健福祉士等で構成され、認知症支援コーディネーター等からの依頼に基づき、認知症の疑いのある受診困難者に対して、訪問支援を実施

- ◎ **認知症支援コーディネーターの配置（P64）** **259 百万円**
 - ・ 保健師等の医療職を区市町村の地域包括支援センター等に配置し、個別ケース支援のバックアップを担い、認知症の疑いのある高齢者の早期発見・診断・対応を進めることにより、地域の認知症対応力向上を図ります。

〔40か所〕

- ◎ **認知症支援推進センター設置事業（P64）** **62 百万円**
 - ・ 平成27年度より、地方独立行政法人東京都健康長寿医療センターに「認知症支援推進センター」を設置し、認知症医療従事者等に対する研修や島しょ地域への訪問研修等を行い、地域の認知症対応力の向上を図ります。

第3 障害者が安心して暮らせる社会の実現を目指します

障害者が地域で安心して暮らせるよう基盤等を充実します

◎ 障害者・障害児地域生活支援3か年プラン（P71） 5,291百万円

- ・ 障害者（児）の地域生活を支えるサービス基盤の充実を図るため、施設整備に係る設置者負担の1/2を特別助成し、平成29年度末までに、グループホームや経済的自立に向けた就労のための訓練の場等について、6,720人分の定員を新たに確保します。

また、特別助成の対象に児童発達支援センターを新たに追加し、障害児支援充実のための基盤整備の促進を図ります。

[計画期間：平成27～29年度]

種 別	整備目標
地域居住の場（グループホーム）	2,000人増
日中活動の場（通所施設等）	4,500人増
在宅サービス（短期入所）	220人増
児童発達支援センター	10か所増

障害者の自立に向けた就労促進策を推進します

◎ 就労支援機関等スキル向上事業（P80） 4百万円

- ・ 就労支援機関等を対象に、障害者を雇用しようとする企業へのアプローチ・マッチング等のスキルを付与するための実践的な研修や、障害特性に応じた支援等に関する専門研修等を実施することで、就労支援機関等の支援力の向上を図ります。

○ 精神障害者就労支援連携強化事業（P80） 20百万円

- ・ 精神障害者の就職及び安定的な就労継続に向け、就労支援機関や医療機関等を対象として、精神障害者を雇用する企業などへの見学会のコーディネート等を行うことにより、精神障害者に対する就労支援の更なる理解促進と連携強化を図ります。

◎ 福祉・トライアルショップの展開（P80） 70百万円

- ・ 就労継続支援B型事業所等における自主製品の販路拡大及び工賃向上を図るため、自主製品に係る実態調査等を実施するとともに、製品を販売するトライアルショップの開設に向けた準備を行います。

第4 都民の生活を支える取組を推進します

低所得者・離職者等の生活の安定に向けて支援します

- ◎ **生活困窮者支援体制整備事業（P86）** （包括補助）
- 平成27年4月施行の生活困窮者自立支援法により、生活困窮者自立支援の主体となる区市において、必須事業である自立相談支援だけでなく、就労準備支援、家計相談支援や学習支援などの任意事業に取り組みめるよう支援を行い、生活困窮者の総合的支援体制を都内全域に整備していきます。

[地域福祉推進区市町村包括補助事業]

- ◎ **生活支援付すまい確保事業（P62、87）** 24 百万円
- 区市町村の居住支援協議会*等を活用し低所得高齢者等に対しすまいの確保と見守りなどの日常生活支援を行う区市町村を支援します。

*高齢者、障害者、子育て家庭などの住宅の確保に配慮が必要な者（住宅確保要配慮者）の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進を図るため、地方自治体の住宅部門や福祉部門、関係業者、居住支援団体等が連携し、住宅確保要配慮者及び民間賃貸住宅の賃貸人双方に対し、住宅情報の提供等の支援を実施する協議会

福祉人材の確保・育成・定着への取組を充実します

- ◎ **東京都保育士等キャリアアップ補助（P91）** 8,876 百万円
- 保育サービス事業者における保育人材のキャリアアップを支援し、人材の確保、定着及び離職防止を図るとともに、保育サービスの質の向上を図ります。

- ◎ **東京都介護職員キャリアパス導入促進事業（P89）** 1,073 百万円
- 国の「介護キャリア段位制度」を活用し、職責に応じた処遇を実現するキャリアパスの導入に取り組む事業者を支援し、介護人材の定着・育成等を図ります。

- ◎ **介護人材確保に向けた学校説明会の実施（P89）** 18 百万円
- 介護の仕事に興味・関心をもつ方を増やしていくため、養成施設を利用した説明会を開催します。また、魅力的な職場づくりを行っている施設等を紹介する学習教材用 DVD を作成し、福祉職場のイメージアップを図っていきます。

- ◎ **潜在的介護職員活用推進事業（P89）** 126 百万円
- 紹介予定派遣を活用し、雇用のミスマッチの解消と派遣期間中の継続的な支援により、潜在的有資格者の就業の促進と介護人材の安定的な確保を図ります。

ユニバーサルデザインの考え方に立ったまちづくりを進めます

- ◎ **ユニバーサルデザインに関する情報サイトの構築 (P93)** 5 百万円
 - ・ 公共交通機関、民間建築物等における段差のないルートや車いすに対応したトイレなど、様々なウェブサイトに掲載されているユニバーサルデザイン情報を一元化し、すべての人が外出に必要な情報を容易に収集できるポータルサイトを構築します。

- ◎ **情報バリアフリーに係る充実への支援 (P93)** (包括補助)
 - ・ 地域のバリアフリーマップの作成やICTを活用した歩行者の移動支援、コミュニケーション支援ボードの普及など、区市町村の様々な取組を支援し、誰もが必要な情報を容易に入手できる環境を整備します。
[地域福祉推進区市町村包括補助事業]

- ◎ **心のバリアフリーに向けた普及啓発の強化への支援 (P93)** (包括補助)
 - ・ 心のバリアフリーに関するガイドラインを活用するなどし、学校や地域でのユニバーサルデザイン教育や福祉のまちづくりサポーターの養成、事業者の接遇向上に向けた普及啓発等の様々な取組を行う区市町村を支援し、思いやりの心の醸成と障害者等の社会参加を図ります。
[地域福祉推進区市町村包括補助事業]

第5 ライフステージを通じた健康づくりの取組を推進します

がんを含めた生活習慣病の予防、健康づくりを支援します

- **がん検診認知度向上事業 (P98)** 20 百万円
 - ・ がん検診の認知度向上に向け、20代から30代の無関心層に対し普及啓発を行い、検診受診への意識醸成を図ります。

- **飲食店等における受動喫煙防止対策事業 (P99)** 50 百万円
 - ・ 飲食店等における受動喫煙防止対策の取組状況を調査するとともに、利用者のニーズや施設の態様に応じた店頭表示を推進します。

第6 超高齢社会に対応するため、都民の安心を支える医療提供体制の整備を進めます

がんを含めた生活習慣病の医療連携体制や、在宅療養支援体制の整備を進めます

- ◎ 区市町村在宅療養推進事業（P116） 620 百万円
 - ・ 在宅療養と介護の連携推進に当たり区市町村が実施する取組への支援を行い、地域包括ケアシステムの構築を推進します。

- 病床機能分化推進事業（施設設備整備）（P118） 2,229 百万円
 - ・ 医療療養病床、回復期リハビリテーション病棟及び地域包括ケア病棟の適正な病床数を確保していくため、一般病床等からの移行等に要する経費の一部を補助します。

- ◎ 外国人旅行者等への医療情報提供体制整備（P118） 10 百万円
 - ・ 外国人旅行者等が都内の医療機関を利用する際の現状の問題点及びニーズを把握し、2020年オリンピック・パラリンピック開催に向けて、利用しやすい医療情報サービス等の充実を検討します。

第7 多様化する健康危機から都民を守ります

新型インフルエンザ、デング熱やエボラ出血熱をはじめとする新興・再興感染症等の発生・流行に備え万全の対策を講じます

- ◎ 蚊媒介感染症対策【一部新規】（P127） 210 百万円
 - ・ 蚊の発生抑制対策の推進（平時における対策）

平時からの蚊の発生抑制対策を推進するため、「蚊の発生防止強化月間」の設定や、公開講座の開催、啓発冊子の作成配布などにより、広く都民等に普及啓発します。
 - ・ 感染症媒介蚊のサーベイランスの強化（平時における対策）

これまでの都内 16 施設に加え、行事開催等で多くの人を訪れる都市型公園9施設を新たに重点監視地点として選定し、蚊の発生状況の監視を強化します。
 - ・ 検査・医療体制の整備（平時における対策）

迅速診断キットの承認等について国に求めていくとともに、健康安全研究センターにおいて患者検体の遺伝子検査を行う体制の整備や海外渡航者等の診療を行う医療機関との情報共有を図ります。

- 発生時における対策

国内感染事例の発生時には、発生状況等の調査を迅速に行うとともに、推定感染地等における蚊のモニタリング調査やデング熱の専門家の知見を踏まえ、施設管理者や市町村への助言、蚊の駆除の指示等を行い、感染拡大を防止します。

- 基礎研究の推進

100 百万円

公益財団法人東京都医学総合研究所において、デング熱に有効な予防法の確立に向けた基礎研究を推進します。

◎ エボラ出血熱対策 (P127)

106 百万円

- 患者移送体制の整備

感染症指定医療機関への患者の移送・受入訓練の定期的な実施や、ソフトアイソレーターなどの感染防止資器材の整備等により、患者発生時に、確実な感染防御のもと、円滑に移送できる体制を整備します。

- 医療体制の整備

感染症指定医療機関、検疫所、東京消防庁等による連絡会議を定期的を開催し、緊密な連絡体制を確保するとともに、医療従事者の防護資器材の整備などを行うことにより、医療体制の充実を図ります。

◎ 感染症全般に係る対策 (P128)

23 百万円

- 都民等への普及啓発

海外旅行者や企業等に対し、感染症に関する正しい知識や対応方法等を周知し、感染症対策の普及に取り組みます。

- 医療機関における対応強化

院内研修用DVD教材の配布や、外国人患者対応の講習会の実施などにより、一般医療機関での対応を支援します。

平成 26 年度 補 正 予 算 に お け る 主 な 事 業

平成 26 年 第 三 回 都 議 会 定 例 会

◆ 補正予算編成の考え方

- 「世界一の都市、東京」の実現に向けて、直ちに取り組むべき課題に対してスピーディに対応するため、補正予算を編成。
- 待機児童数の増加等緊急課題に対応するため、新たな施策の速やかな事業化と既存施策の更なる加速化を図ることで、3,000 人分の保育サービスの拡充を図る。

福祉インフラ整備のための土地活用検討チームの検討結果を踏まえた 新たな補助制度の創設

◎ 定期借地権利用による認可保育所整備促進事業 ⇒平成 27 年度：P41

＜平成 26 年度の取組＞ 当初予算額：217 百万円

定期借地権設定時に必要な一時金の一部を補助することにより、認可保育所の設置促進を図る。

* 補正予算額：138 百万円 （補正後）平成 26 年度予算額：355 百万円

- 適用範囲を国有地に拡大
- 補助基準額：路線価の 1/2 を上限
- 補助率：10/10（都 3/4、区市町村 1/4）
- 補正規模：3 件

◎ 借地を活用した認可保育所等設置支援事業 ⇒平成 27 年度：P42、61

* 補正予算額：110 百万円

- 国有地又は民有地を借り受けて認可保育所・特別養護老人ホームを整備する事業者に対し、初期費用軽減のため、借地料の一部を 5 年間補助
- 補助基準額：各区市町村の平均公示地価に応じて上限額を設定（民有地）
- 補助率：1/2（認可保育所：都 1/4、区市町村 1/4、
特別養護老人ホーム：都 1/2）
- 補正規模：認可保育所 13 件（国有地 3 件、民有地 10 件）
特別養護老人ホーム 13 件（国有地 1 件、民有地 12 件）

区市町村における保育所整備を加速させる取組

◎ 認可保育所家賃補助事業

＜平成 26 年度の取組＞ 当初予算額：673 百万円

賃貸物件による認可保育所の新設に対して、家賃の一部を補助

[補助率：3/4（国 2/3、区市町村 1/12）]

* 補正予算額：103 百万円 （補正後）平成 26 年度予算額：776 百万円

- 国制度に上乘せし、事業者負担額を 1/4 から 1/8 まで軽減
- 補助基準額：4,100 万円を上限
- 補助率：7/8（国 2/3、都 1/8、区市町村 1/12）
- 補正規模：24 施設

◎ 認証保育所事業

⇒平成 27 年度：P41

＜平成 26 年度の取組＞ 当初予算額：3,117 百万円

大都市の多様な保育ニーズに対応するため、0歳児保育、13時間開所を義務付けるなど、都独自の基準による認証保育所の設置を促進

* 補正予算額：88 百万円 （補正後）平成 26 年度予算額：3,205 百万円

- 既存の認証保育所において、定員増を伴う改修を行う際の補助を創設
- 補助基準額：増加する定員数×175 万円（上限 3,500 万円）
- 補助率：10/10（都 1/2、区市町村 1/2）
- 補正規模：10 施設

◎ 保育所緊急整備事業

⇒平成 27 年度：P40

＜平成 26 年度の取組＞ 当初予算額：9,251 百万円

保育所の新設・増改築等による整備を支援

[（規模）88 施設]

* 補正予算額：1,300 百万円 （補正後）平成 26 年度予算額：10,551 百万円

- 認可保育所の新設に係る施設整備費への補助（補正規模：13 施設）

◎ 賃貸物件による保育所整備事業

⇒平成 27 年度：P40

＜平成 26 年度の取組＞ 当初予算額：790 百万円

賃貸物件の改修経費等を補助することにより、認可保育所の設置を促進

[（規模）48 施設]

* 補正予算額：432 百万円 （補正後）平成 26 年度予算額：1,222 百万円

- 賃貸物件による認可保育所の新設に係る施設整備費への補助（補正規模：24 施設）

◎ **待機児童解消区市町村支援事業**

⇒平成 27 年度：P40

＜平成 26 年度の取組＞ 当初予算額：5,000 百万円

待機児童の解消に向け、保育の実施主体である区市町村が地域の実情に応じて実施する事業を広く支援し、0～2歳児の定員拡充につながる取組を更に加速

*** 補正予算額：1,000 百万円 （補正後）平成 26 年度予算額：6,000 百万円**

➤ 認可保育所、認証保育所の整備に係る区市町村及び事業者の負担軽減
（補正規模：47 施設）

平成 26 年第四回都議会定例会

◆ 補正予算編成の考え方

- 「世界一の都市、東京」の早期実現に向けて、必要な取組を加速化させるため、補正予算を編成。
- 直ちに取り組むべき課題に対し、時機を逸することなく予算措置。

福祉保健施策の更なる充実に向けて、平成27年度要求事業の一部を前倒しし、区市町村や事業者等の取組を一層推進

- ◎ **保育従事職員宿舍借り上げ支援事業** ⇒平成 27 年度 : P91
 - * **補正予算額 : 24 百万円**
 - 保育従事職員用の宿舍の借り上げを行う事業者の経費の一部を補助し、保育人材の確保及び離職防止を図る区市町村を支援
 - 補助基準額 : 82,000 円/戸・月
 - 補助率 : 7/8 (認可等 : 国 1/2、都 1/4、区市町村 1/8
認証等 : 都 3/4、区市町村 1/8)

- ◎ **事業所内保育施設支援事業** ⇒平成 27 年度 : P41
 - ＜平成 26 年度の取組＞ **当初予算額 : 328 百万円**
 - 企業と連携して、事業所内保育施設の定員の一部を地域開放分（区市町村枠）として活用する取組を支援
 - 平成 19～24 年度に開設した事業所内保育施設の運営費の一部を補助することにより、企業の次世代育成に対する取組を支援
 - * **補正予算額 : 66 百万円 (補正後) 平成 26 年度予算額 : 394 百万円**
 - 平成 27 年 4 月からの子ども・子育て支援新制度の開始に向けて、事業所内保育施設の地域型保育事業（認可施設）への移行促進を図るため、施設の改修等に係る経費への補助を創設
 - 補助基準額 : 23,000 千円 (中小企業は 30,666 千円)
 - 補助率 : 10/10

◎ **特別養護老人ホームの整備に係る加算補助** ⇒平成 27 年度 : P60

* **補正予算額 : 31 百万円**

- 建築価格の高騰に緊急に対応するため、施設整備に係る加算補助の新設を行うこととで事業者の負担軽減を図り、整備を促進
- ユニット型 : 100 万円/床 (参考 : 基本補助 500 万円/床)
従来型個室 : 90 万円/床 (// 450 万円/床)
従来型多床室 : 81 万円/床 (// 405 万円/床) など

◎ **定期借地権の一時金に対する補助** ⇒平成 27 年度 : P71

<平成 26 年度の取組> **当初予算額 : 94 百万円**

障害者（児）施設の用地確保のために、定期借地権を設定した場合の一時金の一部を助成することにより、グループホーム等の整備促進を図る。

[補助基準額 : 路線価の 1/2 を上限、補助率 : 1/2]

* **補正予算額 : 10 百万円 (補正後) 平成 26 年度予算額 : 104 百万円**

- 適用範囲を公有地に拡大
- 借地権設定期間 50 年未満の定期借地権も対象

◎ **借地を活用した障害者（児）施設設置支援事業** ⇒平成 27 年度 : P71

* **補正予算額 : 4 百万円**

- 障害者（児）施設の整備を促進するため、国有地又は民有地を借り受けて整備を行う事業者に対して、借地料の一部を 5 年間補助
- 補助基準額 : 各区市町村の平均公示地価に応じて上限額を設定（民有地）
- 補助率 : 1/2

◎ **短期入所開設準備経費等補助事業** ⇒平成 27 年度 : P71

* **補正予算額 : 5 百万円**

- 障害者（児）施設の整備を促進するため、短期入所を新設又は増設する事業者に対して、家屋を借り上げる際に必要な権利金等の開設準備経費の一部を補助することにより、整備の促進を図る。
- 補助率 : 3/4

◎ 危険ドラッグ対策

⇒平成 27 年度 : P129

＜平成 26 年度の実施＞ 当初予算額 : 39 百万円

危険ドラッグの国内・海外での流行動向を把握し、速やかに規制につなげる体制を整備。あわせて、販売店舗に対する監視指導と都民への普及啓発を推進し、薬物乱用防止対策を一層強化

* 補正予算額 : 5 百万円 (補正後) 平成 26 年度予算額 : 44 百万円

- 監視指導の強化 : ビックデータ解析拡充による危険ドラッグ販売店舗の把握
- 普及啓発の強化 : 啓発サイト及びキーワード連動広告の拡充による情報提供の充実

地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するため、 国の内示に基づき基金*を造成し、26年度分を直ちに事業化

* 東京都地域医療介護総合確保基金

- **東京都地域医療連携 ICTシステム整備支援事業** ⇒平成 27 年度 : P117
 - * **補正予算額 : 40 百万円**
 - 地域の病院と診療所等医療機関間で ICT を活用して医療情報の共有化を図る取組を支援し、地域医療連携を推進

- ◎ **在宅療養推進基盤整備事業** ⇒平成 27 年度 : P116
 - * **補正予算額 : 48 百万円**
 - 在宅療養患者の支援体制を整備するために多職種が一堂に会する検討会や、在宅療養に関する都民の理解を深めるための普及啓発を実施。また、多職種の関係者が ICT を活用して効果的に情報共有できるネットワークの構築を支援

- **精神障害者早期退院支援事業** ⇒平成 27 年度 : P72
 - * **補正予算額 : 19 百万円**
 - 医療機関と地域援助事業者との連携体制を整備することで、精神障害者の長期入院を防止し、早期退院を支援

- **精神保健福祉士配置促進事業** ⇒平成 27 年度 : P72
 - * **補正予算額 : 1 百万円**
 - 精神科医療機関において、精神障害者の退院支援の役割を担う精神保健福祉士の配置促進を図ることで、精神障害者の早期退院を支援

- **特定機能病院勤務医等負担軽減支援事業** ⇒平成 27 年度 : P119
 - * **補正予算額 : 192 百万円**
 - 高度な医療を提供する特定機能病院において、専従の医師事務作業補助者の配置を支援し、病院勤務医の負担軽減を図る。

- ◎ **島しょ看護職員定着促進事業** ⇒平成 27 年度 : P120
 - * **補正予算額 : 1 百万円**
 - 島しょで働く看護職員に対する出張研修や、看護職員が一時的に島を離れる際の短期代替看護職員の派遣を実施することにより、島しょ看護職員の定着促進を図る。

◎ 届出制度を活用した看護職員復職支援事業

⇒平成 27 年度 : P120

* 補正予算額 : 1 百万円

- 看護職員が離職時に都道府県ナースセンター（東京都ナースプラザ）に届け出る制度（平成 27 年 10 月開始予定）について、医療機関等に広く周知するとともに、地域に密着した就職相談会を開催することにより、離職する看護職員の潜在化を防止し、再就業を支援

